

平成 24 年度建築基準整備促進事業 募集要領（抜粋）

52. 階段の構造に係る基準の合理化に資する検討（新規）

補助予定額：10 百万円

① 調査の目的

建築基準法施行令第 23 条において、建物用途毎に階段のけあげ、踏み面、幅の寸法に関する基準が設けられており、当該規制が建築物の用途変更の際の障害になっているとの指摘がある。

具体的には、少子化に伴う学校統廃合に伴い、中学校校舎を小学校の校舎として円滑に活用できるよう、小学校の児童用の階段のけあげに関する基準を合理化することなどが求められている。

このため、本検討では、階段における事故事例の収集・分析、階段の勾配上限を緩和する場合の影響、安全性確保に向けた代替措置の可能性等に係る知見を整備し、階段のけあげ等の基準の合理化に資する技術資料の整備を行う。

②調査の内容

(イ) 階段における事故事例の収集・分析及び技術資料の整理

小学校における階段での事故事例を収集し、事故原因の分析や事故の類型化等を行う。また、小学校以外の用途の建築物における階段での事故事例についても同様に収集・分析を行い、技術資料を整理する。

(ロ) 小学校の児童用の階段のけあげ等の基準に係る基礎資料の調査と技術的知見の整理
検討

以下の調査検討等を行い、小学校の児童用の階段のけあげ等の基準の合理化に寄与する技術資料を整理する。

- ・ 児童の体格の相違や階段に関連する規制強化（手すりの設置の義務化）等を踏まえた見直しの可能性の検討
- ・ 小学校の児童用の階段の勾配上限を緩和する場合の影響の検討
- ・ 安全性確保に向けた代替措置の検討

③調査の全体計画について（参考）

(イ) 及び (ロ) については、平成 24 年度を目処に終了する。平成 25 年度は、(イ) 及び (ロ) を踏まえつつ、避難やバリアフリーの観点も含めて、総合的に検討を行い、階段全般の基準の合理化に資する技術資料を纏める。